

第1 Cの主張

1 BC間で締結された甲の外壁修繕工事に関する請負契約において、Cが仕事全体の25%を終えた時点で、仕事の続行ができなくなった。請負契約における仕事完成義務は、請負人の先履行義務であるので（633条）、原則として仕事完成后でなければ、請負人は報酬の支払いを請求することはできない。そのため、仕事を完成していない請負人Cは、Bに報酬の支払いを請求できないように思える。

2 本件で、請負人Cが仕事を完成できなかったのは、台風によりCの事業所や従業員が大きな被害を受けたためである（412条の2第1項）。つまり、BC間の請負契約が履行不能の原因は、台風という自然災害なので、注文者Bの「責めに帰することができない事由」による履行不能といえる（634条1号）。

3 請負人がすでにした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなし、請負人は、注文者に対して、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる（同条柱書）。

4 本問では、Cの請負っていた甲の外壁の修繕は一面ずつ独立した作業として分離することができ、4つの面のうち1つの面の修繕が終わった段階で上記事由が発生している。4面の壁のタイルの貼り替えのうち修繕し終えた部分の給付は可分な給付であるといえる。このことは、Dとの請負契約は、残部の工事であることにかんがみ620万円とCとの請負契約における報酬額800万円よりも安価となっていることから窺われる。

5 したがって、Cは、634条に基づき、約定の報酬の25%に相当する200万円の報酬をBに請求することができる。

第2 Bの反論

1 一方、Cが行った修繕工事において、タイルの貼り替え作業が杜撰であったことからタイルの一部が浮いていた。これは、契約内容に適合した仕事とは言えない。そこで、Bは、Cに対し、契約不適合を理由に損害賠償を請求できると考えられる（559条、564条、415条1項）。

2 契約不適合とは、当事者が当該契約において目的物の種類・品質・数量に対してどのような意味を与えたのかを契約の解釈を通じて探求し、契約の内容に即してみた時にあるべき種類・品質・数量が欠如している場合をいう。

3 本件では、タイルの貼り替え作業が杜撰であったためタイルの一部が浮いている。つまり、修繕工事の品質が契約内容に適合しないものであったといえる。

4 さらに、契約不適合とは基本的に債務不履行（415条1項）である。よって、賠償の範囲についても債務不履行についての規定（416条）が適用される。本問では、契約不適合の修繕費用相当額が通常損害（416条1項）なる。つまり、BはCに対し、20万円の損害賠償請求権を有することになる。

5 この割合的報酬債務と損害賠償請求権は、BC間の請負契約により生じたものである。よって、Bは、割合的報酬債務とこの損害賠償債権とを対当額で相殺（505条）すること

コメントの追加 [h1]: 割合請求は明文化されているので問題提起するのは不自然です。

コメントの追加 [h2]: 作業の内容に着目できている点が良いです。

コメントの追加 [h3]: 間接事実として使用している点も良いです。
ただ、利益を受けたといえるかという点が抜けています。

コメントの追加 [h4]: 社会常識的にこれでも十分ですが、タイルの一部が浮いているとどうだから品質が欠けているといえそうですか。

コメントの追加 [h5]: 解説にもありましたが、どういう意図で用いていますか？

コメントの追加 [h6]: 具体的に各要件を検討してください。

ができる。相殺をした場合、Bは残額180万円を支払うべきことになる。

【設問2】

1 請負人Dは、注文者Bに対し、620万円の請負報酬債権を有する。しかし、Bが事実上の倒産状態に陥ったことで、この債権の回収は事実上不可能となった。そこで、Bは、Dに対し、自らの修繕工事によってAが価値の高まった甲の返還を受けたことを不当利得(703条)に当たると主張し、その返還請求として修繕費用相当額を請求しているものと考えられる。このような請求は妥当か。

2 建物の所有者が法律上の原因なくして修繕工事に要した財産および労務の提供に相当する利益を受けたといえることができるのは、建物所有者と賃借人との間の賃貸借契約を全体としてみて、建物所有者が対価関係なしにこの利益を受けたときに限られる。なぜなら、上賃貸借契約において何らかの形で右利益に相応する出損ないし負担をしたときは、建物所有者の受けた右利益は法律上の原因に基づくものというべきである。修繕工事をした者が建物所有者に対して右利益につき不当利得としてその返還を請求することができるのは、建物所有者に二重の負担を強いる結果となるからである。

2 本問において、Aが対価関係なく価値の高まった甲の返還を受けたと解することができるか。

3 AB間の賃貸借契約では、近傍同種の建物とほぼ同等の賃料額が合意されている。また、敷金がAの当初の要求から減額されているものの、これはAの知人を保証人としたためであって修繕費用をBが負担することとは直接関係しない。つまり、修繕費用をBが負担することの対価とみられるものは存しないのであって、Aは、対価関係なく価値の高まった甲の返還を受けたと解することができる。したがって、Aは、法律上の原因なく修繕費用相当額利益を受け、Dは修繕費用により右利益に相応する損失をしたといえることができる。

よって、本件では、不当利得が成立する。

4 AはDに不当利得返還請求としての修繕費用相当額を請求することができる。

コメントの追加 [h7]: 書き出しは、これから書く内容について予測させる最低限の内容で構わないです。なので、ここは不要です。

コメントの追加 [h8]: 利得、損失、因果関係の検討が抜け落ちています。

コメントの追加 [h9]: 判例を踏まえて立論ができていますが、そもそもDが負うべき回収不能リスクをAに転嫁させることの正当化はどのような考え方から生じますか？

コメントの追加 [h10]: 不要。